

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成30年12月19日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

(1) 株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント

代表取締役 黒松 弘育

大阪市西成区花園南一丁目4番4号

(2) 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カナート洛北

京都市左京区高野西開町36番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	18,832㎡	29,448㎡
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面記載 のとおりの 収容台数 686台	位置 届出書添付図面記載 のとおりの 収容台数 760台

駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面記載 のとおり 収容台数 691台	位置 届出書添付図面記載 のとおり 収容台数 566台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書添付図面記載 のとおり 面積 415㎡	位置 届出書添付図面記載 のとおり 面積 402㎡
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書添付図面記載 のとおり 容量 150.5㎡	位置 届出書添付図面記載 のとおり 容量 137.2㎡
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口3箇所, 出口3箇所 位置 届出書添付図面記載 のとおり	数 入口2箇所, 出口2箇所 位置 届出書添付図面記載 のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後9時まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

平成31年12月1日

3 届出年月日

平成30年11月30日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成30年12月19日(水)から平成31年4月19日(金)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成31年4月19日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)